

鶴岡高専学寮における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

(令和3年4月版)

このマニュアルは、現在流行している新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、本校の学寮における新しい生活様式を定めるものです。

寮生の皆さんは「寮生活のしおり」と合わせて、ルールに沿った生活を送ってください。

寮生の皆さんへ（寮務主事）

昨年度末から国内外・県内外を問わず、新型コロナウイルス感染症拡大が深刻な問題となりました。令和2年4月には日本全国を対象に「緊急事態宣言」が発出され、同年5月に解除となったものの、今年1月にも都市部を対象とした同宣言が出されています。

山形県においても、3月中旬まであまり陽性者が確認されていなかったものの、3月20日前後からはあっという間に、かつ急激に感染が拡大しました。寮生の中に陽性者が確認されていなくても、新型コロナウイルス感染症は、かなりの速さですぐそばにまで迫ってくることを、我々は既に経験しています。今後も決して油断することはできません。

ワクチン接種の実施などの対策も講じられるようになってきましたが、寮生の皆さんがワクチン接種を受けるまでには、相当の時間がかかるでしょうし、「ワクチン効果に影響を及ぼす変異を持つウイルスが、日本国内で相次いで発見された」といった報道もされています。とても楽観視できる状況ではありません。

そして、もし学寮において感染が拡大してしまえば、寮生の皆さんだけではなく、皆さんの家族や出身地域はもちろんのこと、本校が立地している地域全体に大きな不安をもたらすこととなります。このことは、集団感染を生みやすい環境である学寮で生活する以上、常に肝に銘じておかなければなりません。

そのため、今年度の寮生活でも、当面の間は昨年度と同じく、皆さんに新型コロナウイルス感染症対策を徹底してもらいます。手洗い・消毒・咳エチケット等を徹底すること、体調の管理・確認に万全を期すこと、可能な限り「三密」状態を回避することなどはもちろんですが、門限後の外出、他の居室への立ち入り・立ち入らせなども厳に禁止します。

このマニュアルは、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を定めたものです。**学寮は、学生やご家庭の皆様が、この対策を十分理解し実行してくれることを前提に、寮生として受け入れを行っております。**初めてマニュアルを目にする1年生はもちろんのこと、2年生以上の寮生も、きちんと内容を理解して寮生活を送ってください。

この難局を皆さんが一丸となって、乗り越えていきましょう。

※ 上記は、2021年4月初旬に記述した内容です。現在、山形県の感染症拡大は極めて深刻な段階に入っています。次ページ以下の内容を十分理解し、感染症対策を徹底してください。

1. 一日の暮らし

[1] 日課表

新型コロナウイルス感染防止の観点から、食堂および男子浴場の利用は2交代制とします。
 (昼食時間、夕食時間、男子浴場の入浴時間は、月毎に変わる場合があります)

	日 程	
6:45	【起 床】	
7:00	【朝 点 呼】 ※ 週番長は配置せず、全て教員が確認を行います	
	【検温・報告】 ※ 起床後～7:30までの時間帯で体温を計測し、専用フォームから入力してください	
7:15	【朝 食】 7:15～8:00	【朝 食】 8:00～8:45
8:00	南寮 (2・3・4寮)	北寮 (1寮・7寮・女子寮)
	※ 学年毎ではないため注意すること ※ 朝食は昼食・夕食と違い、寮棟毎に食事時間が分かれていますので注意すること	
8:45	【登 校】 ※ 授業がない場合・遠隔授業の場合でも寮内には残れません	
9:00	【授 業】	
12:10	【昼 食】 12:10～12:45	【昼 食】 12:45～13:20
12:45	1～2年生 (男女とも)	3～5年生 (男女とも)
	※ 朝食と前半・後半が違う場合があるので注意	
13:40	【授 業】 ※ 昼休み終了 (13:40) までは居室に入ることはできません	
17:00	【検温・報告】 ※ 17:00～21:00までの時間帯で体温を計測し、専用フォームから入力してください	
	【夕 食】 17:20～18:20	【夕 食】 18:20～19:20
	1～2年生 (男女とも)	3～5年生 (男女とも)
	【入 浴】 第一浴場 (1年生) 17:00～19:30 まで (2年生) 19:30～22:00 まで	【入 浴】 第二浴場 (3年生) 17:00～19:30 まで (4・5年生) 19:30～22:00 まで
	※ シャワーは終日利用可 (ただし、22:00～7:00 までは利用不可)	
20:20	【門 限】 ※ 門限時刻 (20:20) 以降は玄関を施錠します (門限後の外出・帰寮は認めません)	
20:30	【夕 点 呼】 ※ 週番長は配置せず、全て教員が確認を行います	
夕点呼後	【消毒・清掃】 ※ 共有スペース・居室等の消毒・清掃を行っていただきます	
24:00	【消 灯】	

1. 日常生活（寮生活のしおり 3～9ページ 補足事項）

(1) 起床 6:45

各自、起床段階の体調をしっかりと確認してください。

(2) 朝点呼 7:00

① 次の順に宿直教員が巡回して人員確認を行います。

[宿直 A]	4寮 → 2寮 → 1寮男子 → 7寮
[宿直 B]	3寮 → 女子寮

② 週番長はつけず、教員のみによる点呼になります。

- ・点呼に時間がかかると、密な状態になります。点呼が速やかに完了するよう心がけてください。

(3) 朝の体調確認と報告（起床時～7:30）

① 起床してから 7:30 までの間に朝の検温と体調確認を行ってください。

- ・Forms 専用フォームに入力（報告）をしてください。
（7:30 までに完了すること）。
- ・**必ず体温計を持参してください。**
- ・正確な体温をはかるため、検温は起床、喫食、入浴の直後を避けてください。

② **37.5℃以上の発熱、または、発熱が無くても風邪症状がある場合は登校禁止となるため、帰宅してもらうこととなります**（2.-（1）、（2）参照）。

【体調報告フォーム】

1. 風邪症状（咳・鼻水・頭痛・痰・喉の痛みなど）・倦怠感・味覚・嗅覚障害など、いずれかの症状がありますか？ *

ない

ある

2. 今の体温を選択してください。 *

37.5℃未満

37.5℃以上

3. すぐに寮監室（0235-25-9032）に連絡してください *

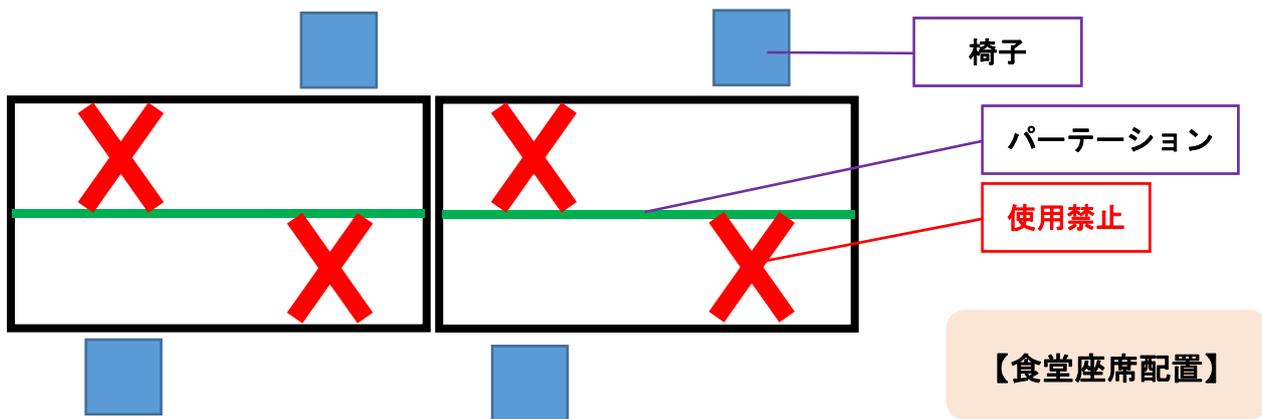
(4) 朝食（二交代制）

① 密集を避けるため、座席数を半減し二交代で食堂を利用します。

7:15～8:00	南寮（2～4寮）	朝点呼後、速やかに食堂へ移動してください
8:00～8:45	北寮（1・7・女子寮）	8:00 までは食堂に行かないでください

・朝食は時間が短いため、“調理パンと副菜”といった食事提供となる場合があります。

- ② **各寮棟の洗面所で確実に石鹸をつけて手洗いをしてから食堂に向かってください。**また、必要に応じて食堂入口のアルコール除菌液を使用してください。
- ③ トング等からの感染防止のため、盛り付けられた食事が提供される方式になります。
- ④ 間隔をあけて着席し（**間隔をあけて配置されている座席を動かさない**）、食事の談笑は避けてください（男子席・女子席は特に設けません）。
- ⑤ 食事が終わったら必ず手を洗い、速やかに食堂から出てください。



(5) 登校 8:45

- ① 急な体調不良等によって登校できない場合は、居室内から、寮監室（0235-25-9032）に速やかに連絡をしてください。
- ② **風邪症状がみられる場合、発熱が無くても帰宅してもらいます。**

(6) 昼食 12:10～12:45／12:45～13:20（二交代制）

密集を避けるため、座席数を半減し二交代で食堂を利用します。
 食事時間は日課表で確認してください。それ以外の注意事項は朝食と同じです。
 学年ごとの昼食の利用時間は、月毎に前半と後半を交代します。

(7) 夕食 17:20～18:20／18:20～19:20（二交代制）

密集を避けるため、座席数を半減し二交代で食堂を利用します。
 食事時間は日課表で確認してください。それ以外の注意事項は朝食と同じです。
 学年ごとの昼食の利用時間は、月毎に前半と後半を交代します。

(8) 入浴（男子は二つの浴場でそれぞれ二交代制）

- ① 感染防止のため、脱衣かごを撤去します。各自の着衣等を入れる袋などを持参してください。
- ② 男子については、密集を避けるため、二つの浴場をそれぞれ二交代で使用します。

第1浴場	17:00～19:30	1年生
	19:30～22:00	2年生
第2浴場	17:00～19:30	3年生
	19:30～22:00	4・5年生

・入浴時間は月毎に前半と後半を交代します。

- ③ 男子寮棟のシャワー室は終日解放します。
 - ・シャワーの順番待ちは人と人の距離を保つよう注意してください。
 - ・22:00～7:00の時間帯はお湯が出ませんので、利用は控えてください。
- ④ 女子については、従来どおりユニットバスを時間帯で分けて利用します。

(9) 門限 20:20

- ① **20:20の門限を徹底し、以後の外出を厳禁します。**
- ② 忌引き等、やむを得ない理由で外出する場合は、所定の手続きをとってください。
 - ・その都度の手続きには、保護者、または担任や指導教員の承認が必要となります。
 - ・保護者からの電話申請の場合は、確認のため折り返し電話をかけさせていただきます。
- ③ 所定の手続きを取ることなく、**門限後に外出するなどの不規則な行為は、万一、学寮内で感染者が発生した場合の対処が非常に難しくなり、全寮生に多大な迷惑をかけることとなります。**
こうした行為は、退寮処分を含む厳しい指導対象となります。

(10) 夕点呼 20:30～

次の順に宿直教員が巡回して人員確認を行います。

[宿直 A]	4寮 → 2寮 → 1寮男子 → 7寮
[宿直 B]	3寮 → 女子寮

- ・その他については、朝点呼 1.- (2) の②～③と同じです

(11) 夕方の体調確認と報告 (17:00～21:00)

17:00 から 21:00 の間に夕方の検温と体調確認を行ってください。

- ・Forms 専用フォームに入力（報告）をしてください (**21:00 までに完了すること**)。
- ・注意事項は朝と同じです（上記の報告時間を除く）

(12) 掃除と消毒 (夕点呼終了後)

- ① 清掃は毎日実施します。
- ② 掃除当番は、担当エリアの掃除をした後、不特定多数がふれる箇所（手すり、ドアノブ、スイッチ、蛇口等）の消毒も行ってください（居室内は各自が清掃・消毒）。
- ③ 食堂は 19:20、浴場は 22:00 に当番が掃除・消毒してください。
- ④ 各担当エリアの掃除・消毒が終わったらチェックリストに記入してください。

(13) 就寝・消灯

- ① 就寝は 23:30、消灯は 24:00 です。
- ② 感染への抵抗力を高めるためにも、可能な限り早くやすみましょう。

(14) その他

- ① **他の寮生の居室への立ち入り、他の寮生の自室への呼び込み等を禁止します。**
- ② 寮外生の学寮への立ち入りを禁止します。
- ③ ラウンジ、談話室等の共有スペースは閉鎖します（ラウンジの自動販売機は 23 時まで利用可能です）。

- ④ 物の貸し借りは控えてください。
- ⑤ 居室の換気をするよう心がけてください。定期的に寮内放送で換気を呼びかけますが、寮生各自でも日常的に可能な限り喚起するよう意識してください。
- ⑥ **マスク着用等の咳エチケット、手洗いうがいを徹底してください。**また、玄関や食堂、風呂、シャワー室などに設置してある消毒液を適切に利用してください。
- ⑦ 着衣等の洗濯、身の回りの掃除を徹底し、清潔な環境維持を徹底してください。
- ⑧ トイレ大便器は、使用者自身が使用前と後に便座を消毒してください。
- ⑨ 朝夕の検温、体調確認時に限らず、**体調不良がある場合は速やかに居室内から、寮監室（0235-25-9032）に速やかに連絡をしてください。**
- ⑩ **常に密集・密接・密閉を極力回避するよう、最大限の注意を払ってください。**
- ⑪ 不要不急の外出は極力控えてください。特にライブハウスやカラオケボックス等、密な状態になりがちな場所への出入りは当面控えてください。
- ⑫ 感染拡大が懸念されている地域への移動は自粛してください。進学や就職、家庭事情等で必要な移動については、事前に寮監室に申し出て、十分な感染防止対策を取ったうえで行動してください。なお、**こうした手続きや対策を取ったうえで、必要不可欠な移動をした者への誹謗中傷、差別は一切許しません。**
- ⑬ **週末の帰省・残寮については期日までに確実に申請し、申請内容以外の行動をとらないでください。**（門限後に外出をした場合と同様に、無断帰省・無断残寮等の行為をとった場合は、退寮処分を含む厳しい指導対象となります。）
- ⑭ 週末の帰寮（帰省からの帰寮等）についても、必ず 20:20 の門限を守ってください。
- ⑮ 送られてきた郵便物は、学寮事務室前（2～4寮）、各寮玄関（1・7・女子寮）のレターボックス（各個人用のボックスあり）に入れるようにします。レターボックスには鍵がかからないので、貴重品等の郵送は控えてください。
- ⑯ 土日祝日は終日、平日も夕点呼後については宅配物受け渡しを行いません。



学寮事務室前のレターボックス

2. 体調不良となった場合の対応

（週末に帰省をして、自宅で体調不良となった場合も含む）

（1）検温・体調確認

- ① 学寮にいる時と同様に、毎日、朝と夕に各自で検温と体調確認を行い、Forms 専用フォームに入力（報告）をしてください。

- ・朝は起床してから 7:30 までの間に、検温と報告を完了してください。
- ・夕は 17:00 から 21:00 までの間に、検温と報告を完了してください。
- ・朝、夕とも検温は起床、喫食、入浴の直後を避けてください。

- ② 発熱や体調不良を隠すような行為は、全寮生の安全を損なう事態を引き起こしかねないため、退寮処分を含む厳しい指導対象となります。
- ③ 毎日の検温・体調確認は、帰省中等であっても必ず実施し、時刻までに報告してください。

(2) 本校の基準「新型コロナウイルスへの対応方針」における「登校禁止・自宅待機」

「新型コロナウイルスへの対応方針」本校 HP 掲載
<https://www.tsuruoka-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/20200727-notificationbetsushi.pdf>

- ① 次の症状は、「登校禁止・自宅待機」に該当します。
 - ・37.5℃以上の発熱がある
 - ・発熱が無くてもウイルス感染症の疑い症状がある
- ② 上記の「登校禁止・自宅待機」に該当する寮生は、保護者の迎えにより速やかに帰省してもらいます（公共交通機関は使用しない）。
- ③ 「登校禁止・自宅待機」に該当する寮生は、保護者の迎えを待つ間、教職員の指示に従って以下の場所で待機してください（下記「体調不良者待機場所」のとおり）。

37.5℃以上の発熱がある場合	男子	男子寮棟 1 寮 1 階	交流・談話スペース等 (ア)
	女子	女子寮棟 5 寮 1 階	医務室等 (イ)
発熱は無いが風邪症状がある場合	男子	男子寮棟 1 寮 1 階	医務室 (ウ)。一人部屋は自室待機。
	女子	女子寮棟 1 寮 1 階	保養室等 (エ) 一人部屋は自室待機。



(3) 帰省中の注意事項

- ① 「登校禁止・自宅待機」に該当して帰宅した場合、また、帰省中に該当する症状がみられた場合は、外出せず自宅静養に専念してください。
- ② 帰省中に該当する症状がみられた場合は、帰寮せずに、速やかに寮監室(0235-25-9032)に電話報告してください。
- ③ 症状が悪化または継続するようであれば、医療機関や地域の受診相談センター（山形県は0120-880006 フリーダイヤル）に相談してください。

(4) 「回復」後の帰寮

- ① 1日2回の検温と体調チェックで、**発熱(37.5℃以上)無し、かつ、ウイルス感染症の疑い症状の緩和が確認されることをもって「回復」とみなします。**
- ② 本校が定める「新型コロナウイルス対応 登校禁止早見表」にある通り、「回復当日」の翌日を1日目と数え、「回復後3日目」からとなります（発熱が無い場合に限り、医師が認めた場合は受診当日から登校・帰寮可能）。

【新型コロナウイルス対応 登校禁止早見表】

状況	発症日	回復当日	回復後1日目	回復後2日目	回復後3日目
発熱	発熱(37.5度以上)	解熱(平熱)	回復(平熱)	回復(平熱)	回復(平熱)
発熱以外の症状	ウイルス感染症疑いの症状	ウイルス感染症疑いの症状の緩和	ウイルス感染症疑いの症状の緩和	ウイルス感染症疑いの症状の緩和	ウイルス感染症疑いの症状の緩和
※ただし医療機関を受診し、感染性が無く登校可能と診断されれば、受診当日より登校可能					
登校	登校禁止	登校禁止	登校禁止	登校禁止	登校可能
帰寮	自宅待機	自宅待機	自宅待機	自宅待機	帰寮・登校可能

※寮生の帰寮も登校可能日と同じく「回復後3日目」からとなります。

- ③ **表の「登校禁止・自宅待機」に該当する期間には絶対に帰寮しないでください。これに反する行為は、全寮生の安全を損なう事態を引き起こしかねないため、退寮処分を含む厳しい指導対象となります。**
- ④ **「回復後3日目」からの登校に備えて前日(「回復後2日目」)に帰省することはできませんので特に注意してください。**
- ⑤ 「帰寮・登校可能」となり学寮に戻る場合は、必ず自宅を出発する前に寮監室(0235-25-9032)に電話でその旨を伝えてください。
- ⑥ 「帰寮・登校可能」となり学寮に戻った際は、まず寮監室に立ち寄り、寮監あるいは宿日直担当教員の間診を受けてください。**また、登校前に必ず保健室に報告をしてください。**

3. 感染者、濃厚接触者が出た場合の対応

(1) 感染者や濃厚接触者となった場合の報告

- ① **以下の連絡先に時刻を問わず、速やかに報告してください。**
 - ・寮務主事緊急連絡電話(080-8205-3546)
 - ・上記に繋がらない場合は、学生課長緊急連絡電話(080-8218-6196)
- ② 近親者が感染者や濃厚接触者となった場合も、速やかに上記連絡先に報告してください。

(2) 地域衛生部局等との連携

- ① 学生・教職員に感染者や濃厚接触者が発生した場合は、本校から地域衛生部局に連絡します。
- ② 以後は、地域衛生部局の指導や要請、助言に基づいた対応をとることになります。
- ③ 地域衛生部局の指導等により、状況によっては、寮生を一定期間外出や帰省をさせず、学寮に待機させる場合もあります。

4. 地域の感染状況と開寮、閉寮措置について

(1) 基本的な考え方

- ① 開寮するのは、山形県内での新型コロナウイルス感染拡大の警戒レベルが高くないことを前提としています。
- ② 山形県内で感染拡大が警戒される場合、一時閉寮し、警戒レベルが緩和された時点で再度開寮します。

(2) 一時閉寮等の措置について

地域内での感染拡大が警戒される場合は一時閉寮し、警戒レベルが緩和された時点で再度開寮する場合があります。

開寮、閉寮の判断は、政府や山形県から発出される情報や、地域（庄内地区・鶴岡市）の感染状況を元に、学校が総合的に判断します。